

平成 27 年 3 月 13 日

金融庁監督局総務課システムリスク担当 御中

一般社団法人全国銀行協会
企 画 部

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の
一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 27 年 2 月 13 日付で公表された標記の件について、別紙のとおり意見等
を提出いたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対する意見等

該当箇所	意見等	理由
<p>次の監督指針改正案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針「Ⅲ－２－８（１）⑤ト．およびチ．」 ・保険会社向けの総合的な監督指針「Ⅱ－３－１４－２－２（５）⑦および⑧」 <p>（関連箇所：主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅲ－３－７－１－２（５）⑦、Ⅲ－３－８－２（３）」）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行うに当たっては、金融業界全体のセキュリティ水準を向上させることが重要であり、その観点から、可変式パスワードや電子証明書をはじめとする、「ト．」に列記された認証方式を導入促進することが有用と考える。 ・その観点では、ト．の（注）は金商業者等がそれらの認証方式を導入するまでの間の経過的な措置として設けられたもの、という理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキング不正送金事犯の抑止、さらに根絶に向けては、金融業界全体のセキュリティレベルの底上げを図ることが重要であり、過去の犯罪手口も参考に効果的な対策を講じていく必要があると考えられる。 ・こうしたなか、金商業者等向けの総合的な監督指針改正案では、「インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、…以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか」として、３つの認証方式の対策例が記載されており、その上で、「顧客口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合」を例に、不正アクセスによる顧客口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる、とされている（保険会社向けの総合的な監督指針改正案について同じ）。 ・一方で、顧客が証券会社に開設した証券取引口座から、顧客本人名義の出金先預金口座に対して、本人が意図せず不正に出金され、当該本人名義の預金口座からさらに第三者の預金口座へ不正送金された事例があると聞いている。そのような事例の拡大を防止するためには、まずもって本項の「ト．」に列記された認証方式の導入促進を図ることが有用であると考えられるもの。

該当箇所	意見等	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、ト. およびその（注）は、金商業者等のサイバーセキュリティ管理に関する監督上の考え方を示したものであり、かかる措置を講じることで「取引のリスクに見合った対応がなされている」としても、金商業者等は、不正アクセスによる顧客口座からの不正出金に遭った当該顧客に対する補償については、真摯な対応が求められるという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、主要行等向けの総合的な監督指針改正案では、「不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法及び全国銀行協会の申し合わせの趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、個人顧客及び法人顧客への対応方針等を定めるほか、真摯な顧客対応を行う」こととされている。 ・現状、金商業者等については、不正アクセスによる不正な有価証券売買取引や証券取引口座からの不正出金についての対応を定める法令や法令解釈はなく、業界団体においても具体的な対応についての申し合わせはない（保険会社についても同様）と認識している。 ・そのため、金商業者等が「ト.」またはその注記に記載されている措置を講じていた場合に、「取引のリスクに見合った対応がなされている」とされ、加えて、金商業者等向けの総合的な監督指針改正案では、不正取引に係る損失の補償に関する言及がないことを以て、顧客対応（顧客への補償）は不要とされてしまうことを懸念する。 ・インターネットバンキング不正送金事犯の手口は巧妙化が進んでおり、不断のセキュリティ対策が求められる。金商業者等を含め、同サービスを提供する業者は、一定の対策を講じていることをもって、不正アクセスによる顧客口座からの不正出金に遭った当該顧客に対する補償が必ず免責されるわけではないと考える。 ・仮に、本人名義の預金口座への出金であっても、それが顧客本人の意図しない不正取引であった場合は、出金元金融機関を含む関係金融機関間（金商業者等と振込先金融機関）で、補償の負担主体や負担割合をはじめとする顧客対応に関する協議が真摯に行われるべきと考える。

該当箇所	意見等	理由
改正される監督指針全般	<ul style="list-style-type: none"> 不正アクセスにより不正な取引が行われたときの顧客対応について、考え方を整理する必要はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、様々な事業者が不正アクセスによる不正取引の攻撃対象となっており、いつその攻撃が、現時点では攻撃対象となっていない業界に向かうとも分からない環境下にある。 今後、不正アクセスによる相場操縦（特定の金融商品の大量注文等）がないとは言えない中、預金口座からの不正送金以外の場合の補償の考え方が未整備となっていることを懸念する。 また、金融商品取引業者等については、損失補てん等の禁止（金商法第 39 条）の例外が事故（金商業府令第 118 条）の場合に限られていることから、例えば不正アクセスにより意図しない有価証券取引を不正に実施された顧客が、原状回復を求めた場合の取扱いについても懸念がある。

以 上